

周南市市民参画推進事業

令和元年度 市民参画実施状況年次報告書

SHUNAN CITY ANNUAL REPORT 2019

— 目 次 —

1 周南市市民参画条例について	
(1) 市民参画条例とは？	…… 3
(2) 市民参画条例における市民参画とは？	…… 3
(3) 市民参画条例の特徴	…… 3
(4) 市民参画条例の主な内容	…… 3
(5) 市民参画条例の制定までの歩み	…… 4
(6) 市民参画の対象となる施策	…… 4
(7) 市民参画の対象としないことができる施策	…… 4
(8) 周南市市民参画推進審議会	…… 5
2 市民参画の方法の解説	
(1) パブリック・コメント	…… 6
(2) 市民説明会・ワークショップ	…… 6
(3) 審議会等	…… 7
(4) 市の機関が適当と認める方法	…… 7
3 周南市市民参画実施状況の概要	
(1) 市民参画に取り組んだ課所室等の推移	…… 9
(2) 事務事業（施策）数及び実施件数の推移	…… 9
(3) 市民参画条例条項別事務事業（施策）数	……10
(4) 市民参画の手法内識別の推移	……11
4 市民参画手法別実施状況の概要	
(1) パブリック・コメント実施状況の推移	……12
(2) 市民説明会実施状況の推移	……12
(3) ワークショップ実施状況の推移	……13
(4) 審議会等実施状況の推移	……13
(5) 市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移	……14
5 市の職員の人材育成等について	
(1) 職員研修の実施	……16
6 全体を通して	……16

7 市民参画手法別実施状況

令和元年度 市民参画実施事業一覧	……18
(1) パブリック・コメント	……20
(2) 市民説明会	……27
(3) 審議会等	……30
(4) アンケート	……45
(5) ヒヤリング	……48
(6) その他の方法	……49

8 参考資料

(1) 周南市市民参画条例	……51
(2) 周南市市民参画条例施行規則	……56

1 周南市市民参画条例について

(1) 市民参画条例とは？

周南市市民参画条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的に平成19年4月1日に施行されました。

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）が施策を決定するときに、市民の皆さんの意見や提案を聴くことを制度化しています。

市の機関は、この条例に基づいて、様々な方法で市民の皆さんの意見等を求め、それを市政に反映させていきます。

ここで言う「市民」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

(2) 市民参画条例における市民参画とは？

一口に「市民参画」と言っても、市民の皆さんが参画する対象は様々であり、行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この条例における市民参画とは、行政（市の機関）の活動への参画を対象としており、市の機関が施策を定める際に、その意思決定をするプロセスに、市民の皆さんが自らの意見等を反映させ、より良いまちづくりを進めるため、主体的に参画することとしました。

(3) 市民参画条例の特徴

この条例は、「自分たちのことは自分たちで考え決定する＝自治」という基本的な考え方を軸として、条文の目新しさや制度の「先進性」にとらわれること

なく、「周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていく」（条例前文）ために必要な基本事項を市民の視点から平易な文体で明文化しています。

市民参画の対象となる行政施策（基本計画策定や条例制定、大規模公共施設の建設等）と市民参画の方法（パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等）が列举しており、対象施策や参画方法等の具体的な手続が明記してあります。

(4) 市民参画条例の主な内容

条例第1条では、この条例の目的が定められており、市民の皆さんが主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定め、協働によるまちづくりの推進によって、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことと、明記されています。

第4条では、市民の責務が定められており、(1) 積極的な参画 (2) 責任ある参画 (3) 相互意見の尊重と公共の利益を図ることを基本とすることなどが明記されています。

第5条では、市の機関の責務が定められており、(1) 市政情報の提供 (2) 市民参画機会の創出 (3) 意向把握と施策への反映に努めることなどが明記されています。

また、第6条では市民参画の対象となる施策を、第7条では市民参画の方法をそれぞれ定めています。



(5) 市民参画条例の制定までの歩み

周南市では、平成17年に市民の皆さんが市政に参画する仕組みについて検討するため、市民活動経験者や公募による市民で構成された「市民参画検討委員会」を設置し、1年3か月にわたり、延べ39回の公開会議を開催し、白紙の段階から条例案の検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの様々な市民参画の方法を使用して、多くの人々の意見等を伺いながら「市民参画条例（案）」を作成しました。

これを受け平成19年4月1日に「周南市市民参画条例」が施行されました。

(6) 市民参画の対象となる施策

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定しています。

第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

また、本条例以外の法令（建築基準法、土地区画整理法等）の規定により、市民参画の実施が義務付けられているものもあります。

(7) 市民参画の対象としないことができる施策

周南市市民参画条例第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について以下のとおり規定しています。

- ① 緊急を要するもの
- ② 軽易なもの
- ③ 法令の規定により市民参画を実施するもの
- ④ 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

- ⑤ 市の機関の内部事務処理に関するもの
- ⑥ 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

制定経緯

条例制定に至るまで

平成17年6月 周南市市民参画推進本部設置

平成17年7月 周南市市民参画検討委員会設置

委員：20人（うち公募市民4人、市職員5人）



平成18年5月 中間報告発表

平成18年5月 条例案パブリック・コメント実施

（5月15日～6月14日：13人53件意見提出）

平成18年6月 市民参画フォーラム開催

（条例案の説明及び質疑応答：350人参加）



平成18年9月 提言書提出

平成18年11月 市民参画手続実施責任者設置

（各課所室等の長）

平成18年11月 市民参画システム部会設置

平成18年12月 第6回市議会において条例案可決

平成19年4月 周南市市民参画条例 施行

(8) 周南市市民参画推進審議会

周南市市民参画条例第15条では、この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会を設置することが規定されています。

この年次報告書は、審議会に提出され、毎年度、様々な視点から市が行う市民参画の手続きについて、議論し、評価を行っています。

対象事業 市民参画の対象となる施策

第6条第1項第1号

市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更



周南市まちづくり総合計画、公共施設再配置計画などの市の方向性を決定する計画等が該当します。

第6条第1項第2号

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃



市民参画条例、情報公開条例などの条例定等が該当します。

第6条第1項第3号

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

個人情報保護条例、空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例の制定等が該当します。

第6条第1項第4号

市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

ゴミの分別収集制度、小中学校通学区域制度などの制度の導入等が該当します。

第6条第1項第5号

大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更



周南市庁舎建設基本計画、駅ビル整備基本構想、学び・交流プラザ整備計画など事業費がおおむね10億円以上の公共の用に供する施設の計画策定等が該当します。

第6条第3項

第6条各号に規定するもの以外のものであっても市民参画の対象事業とすることができます。

第6条第3項に該当する案件は、まちづくり、福祉、教育など市政の様々な分野で活用されています。



第14条

市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。市民の皆さんのまちづくりに対する思いを、市政に反映させるため、市の施策や地域課題などの政策に対する建設的な提言を求める「まちづくり提言」制度などが行われています。

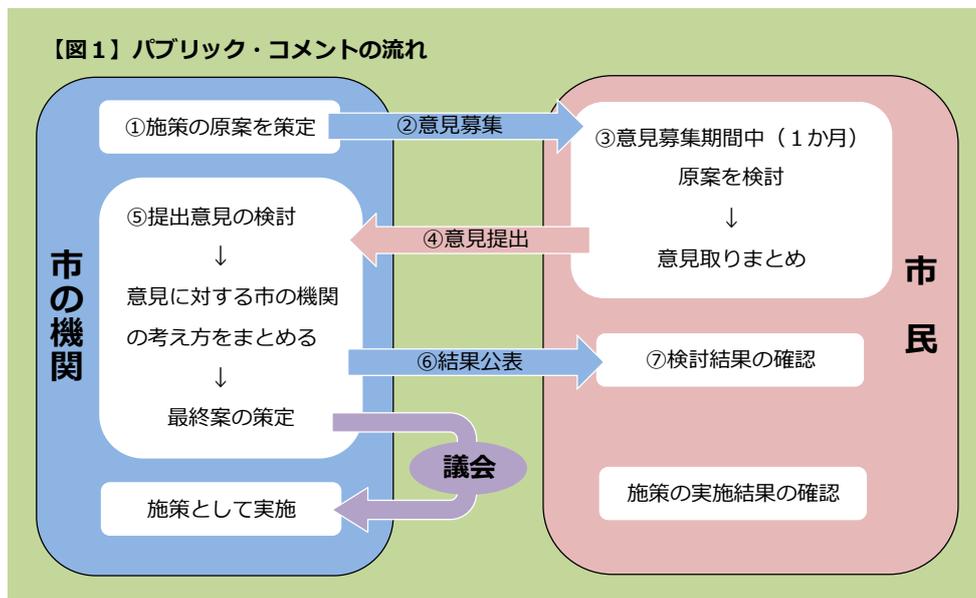
2 市民参画の方法の解説

市民参画条例第7条では、市民参画の方法が次の通り規定されています。
ここでは、市民参画の各方法について解説を行って行きます。

(1) パブリック・コメント

パブリック・コメントは、市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方を公表する方法です。

市民から多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図れることから市の施策の様々な場面で活用されています。（【図1】参照）



(2) 市民説明会・ワークショップ

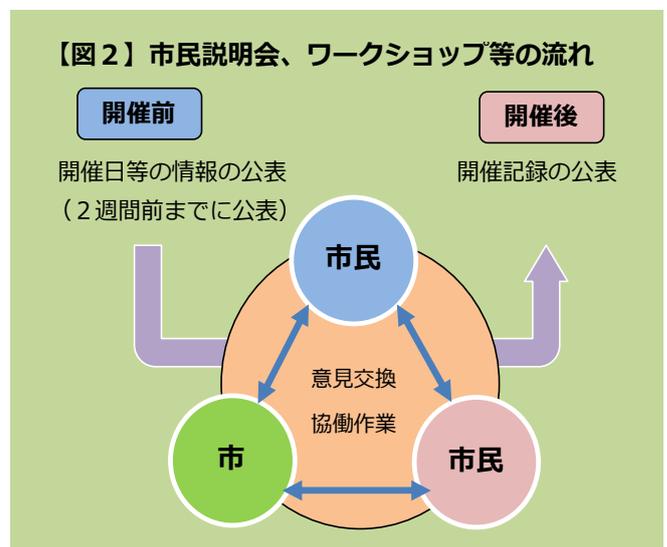
市民説明会は、市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、または討議する方法です。

地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わるが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聞くことができます。

ワークショップは、市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作りあげていく方法です。

参加者が現場を見ながら議論したり模型を組み立てる中から課題や解決案を見出したりといった参加型体験を通して合意形成を図るため、参画意識

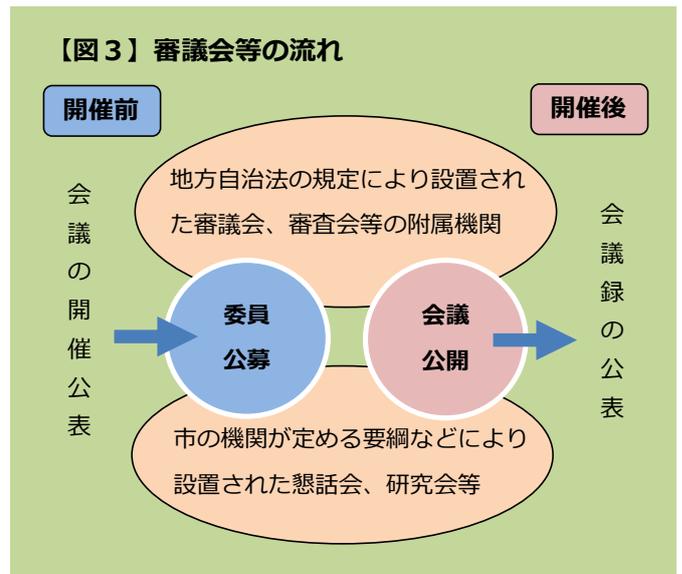
が高まると共に満足度が高いものとなります。（【図2】参照）



(3) 審議会等

審議会等は、審議会、審査会等の附属機関や、市の機関が定める要綱などにより設置された懇話会、研究会等に市の機関が諮問することにより意見などを求める方法です。

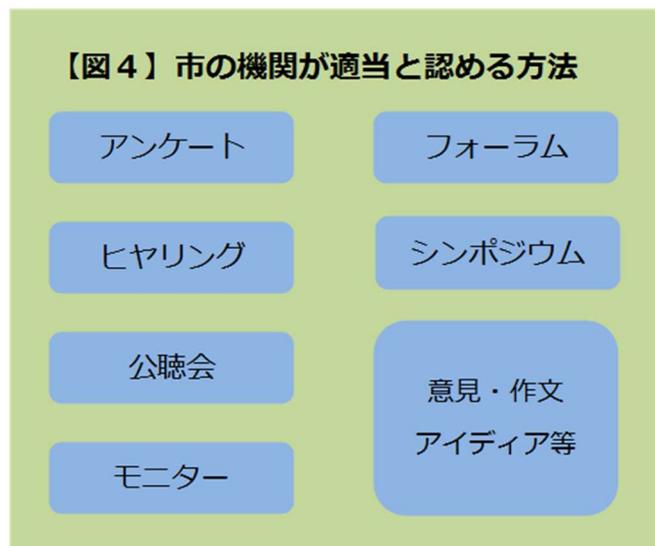
審議会等では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申・提言等を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。（【図 3】参照）



(4) 市の機関が適当と認める方法

市民参画の手法については、時代と共に新しい方法が考えだされ、変化し続けていることから、条例第7条第5号の規定により、効果的であれば、その他の方法を使用できると定められています。

この規定に基づき、市の機関が適当と認め、使用している方法は次の通りです。（【図 4】参照）



■ アンケート

多くの人に同じ質問をして回答を求める調査法で、各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。

多種多様な価値観を持つ市民の意向（ニーズ）や、物事の実態を把握・評価するうえで有効です。

■ ヒヤリング

団体・グループや個人に対し聞き取りする方法で、アンケートと並んで各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。

聴き手と、調査対象者が顔を合わせることから、相手に調査の目的を説明しやすく、かつ相手の意見をしっかり聞くことが可能です。

■ 公聴会

一般に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指します。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聞く形で開催されます。

行政主導で多様な市民意見を聞く場であり、一般的に質疑応答は行わないという特徴があります。

■ モニター

公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定の期間の中で、ヒヤリング対象となる市民・団体などの意見を複数回以上求めることができます。

様々な立場の市民の意見を聴取することができ、

行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができます。

■フォーラム・シンポジウム

フォーラムは、一つ的话题に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会です。

シンポジウムは、一つ的话题に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会です。

討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能です。数回にわたり発展的に開催していくことで、意識啓発を継続的・発展的に行うことができます。

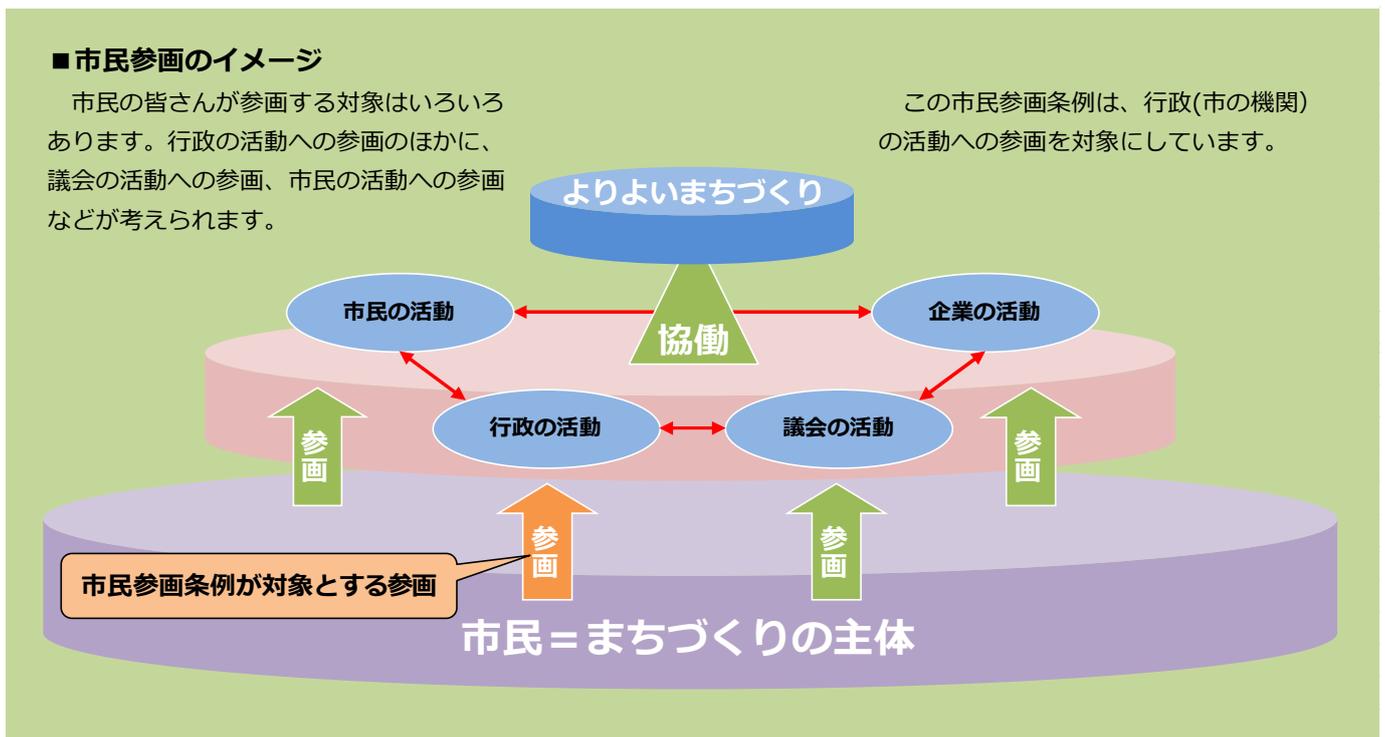
■意見・作文・アイデア等の募集

テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法です。募集方法は、広報紙、チラシ、ポスターなどで広報するほか、事業の対象により学校、事業所、各種団体などに呼びかける場合もあります。

■市民参画のイメージ

市民の皆さんが参画する対象はいろいろあります。行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この市民参画条例は、行政(市の機関)の活動への参画を対象にしています。



3 周南市市民参画実施状況の概要

(1) 市民参画に取組んだ課所室等の推移

周南市市民参画条例第 16 条の規定に基づき、市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者、モーターボート事業管理者及び消防長）に置かれている 137 の課所室等を対象に、令和元年度の市民参画実施状況を調査しました。

その結果、35 の課所室等において、市民参画の取組みがありました。前年度の実施状況と変化はありませんでした。（【グラフ 1】参照）

(2) 事務事業（施策）数及び実施件数の推移

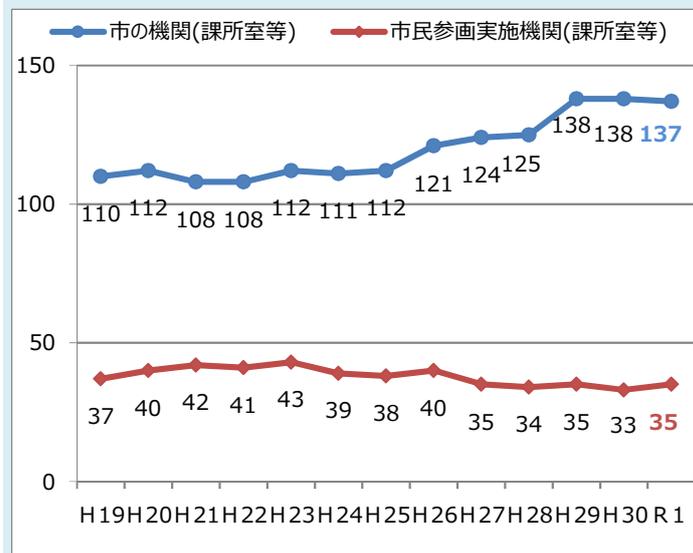
令和元年度に市が実施した 812 の事務事業のうち、市民参画を実施した事務事業は 52 事業、実施件数は 78 件でした。

昨年度と比較すると、市民参画を実施した事務事業は 1 事業減少となり、実施件数は 12 件増加となりました。（【グラフ 2】参照）

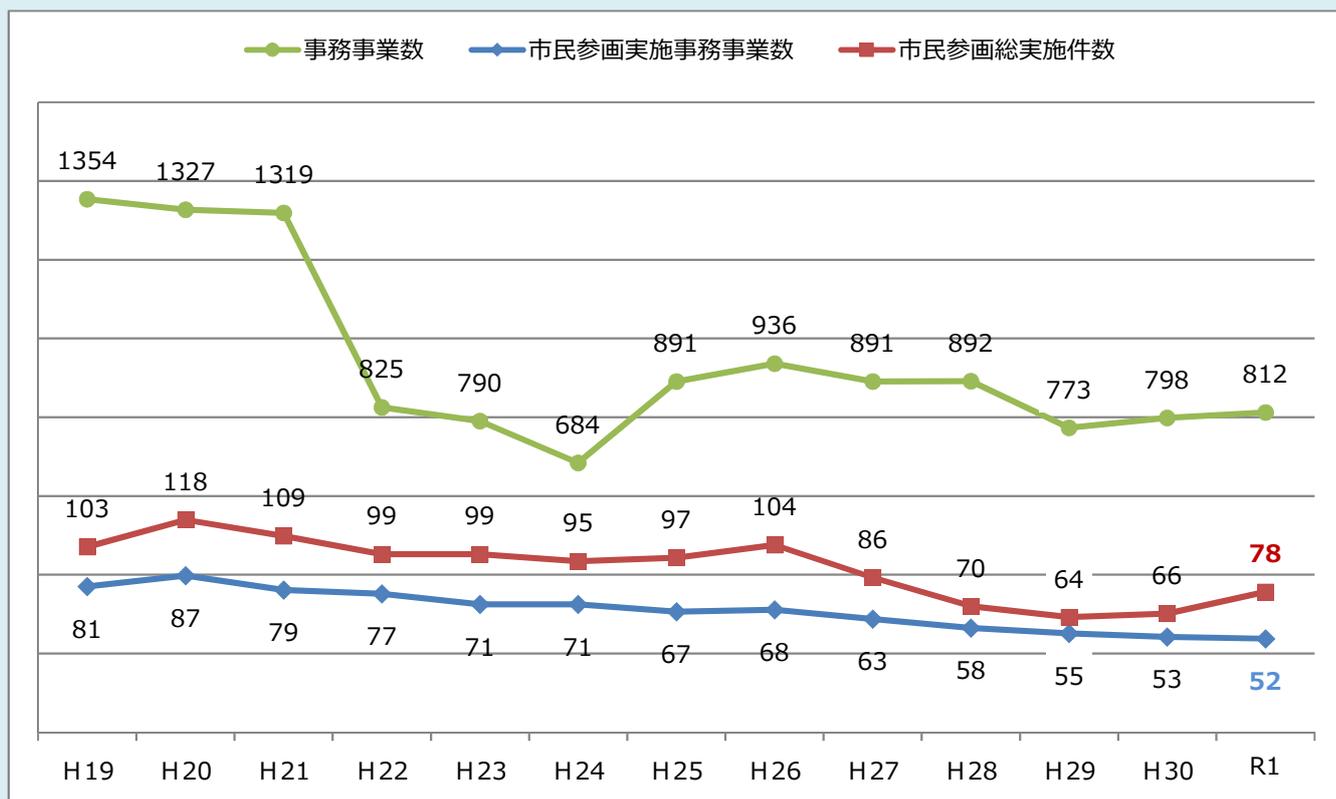
現状分析

条例制定以降の実施状況

【グラフ 1】市民参画に取組んだ課所室の推移



【グラフ 2】市民参画実施状況の推移

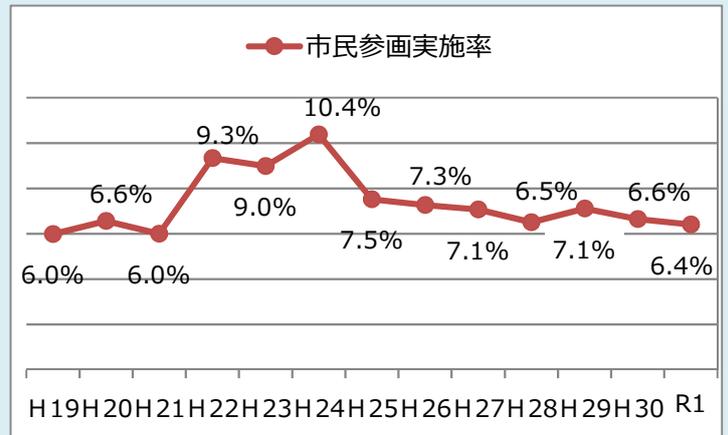


令和元年度の市民参画実施率は市全体の事務事業の6.4%でした（【グラフ3】参照）

市民参画を制定した平成19年以降、本市の事務事業数は減少傾向にあります。おむねそれに連動した形で市民参画に取り組む事務事業数も減少傾向にあります。

一方で、市民参画を実施した事務事業の割合をみると、年度により変化はみられるものの、全体の施策の6～10%で推移しており、条例制定時と比較して大きな変化はないと考えられます。

【グラフ3】市民参画実施率の推移



(3) 市民参画条例条項別事務事業（施策）数

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。その他第14条では、市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。

令和元年度の市民参画の実施状況を条項別にみると、条例で市民参画の対象としなければならないと規定されていることから実施した件数は40件、その他の法令により実施した件数は4件でした。一方、条例第6条第3項及び第14条の規定に基づき、実施した件数は34件でした。

このことから、市は条例で市民参画の実施が必ずしも定められていない施策についても、積極的に市民参画の対象としていることがうかがえます。（【表1】参照）

【表1】市民参画条例条項別事務事業（施策）数

市民参画の対象（条例条項）	施策数	%
市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更（第6条第1項第1号）	30	38.5
市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃（第6条第1項第2号）	0	0
市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃（第6条第1項第3号）	0	0
広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃（第6条第1項第4号）	10	12.8
広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定または変更（第6条第1項第5号）	0	0
条例第6条1項により市民参画を実施しなければならないと規定された施策ではないが、市の所管課の判断により、積極的に市民参画の対象とした施策（第6条第3項）	33	42.3
条例第14条の規定に基づき、適切な方法により、広く市民の意識や意見の把握に努めた施策	1	1.3
条例第6条及び第14条の規定以外の法令の規定により市民参画を実施したもの	4	5.1

(4) 市民参画の手法内訳の推移

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第7条に定めており、第1号に「パブリック・コメント」、第2号に「市民説明会」、第3号に「ワークショップ」、第4号に「審議会等」の手法をそれぞれ掲げています。

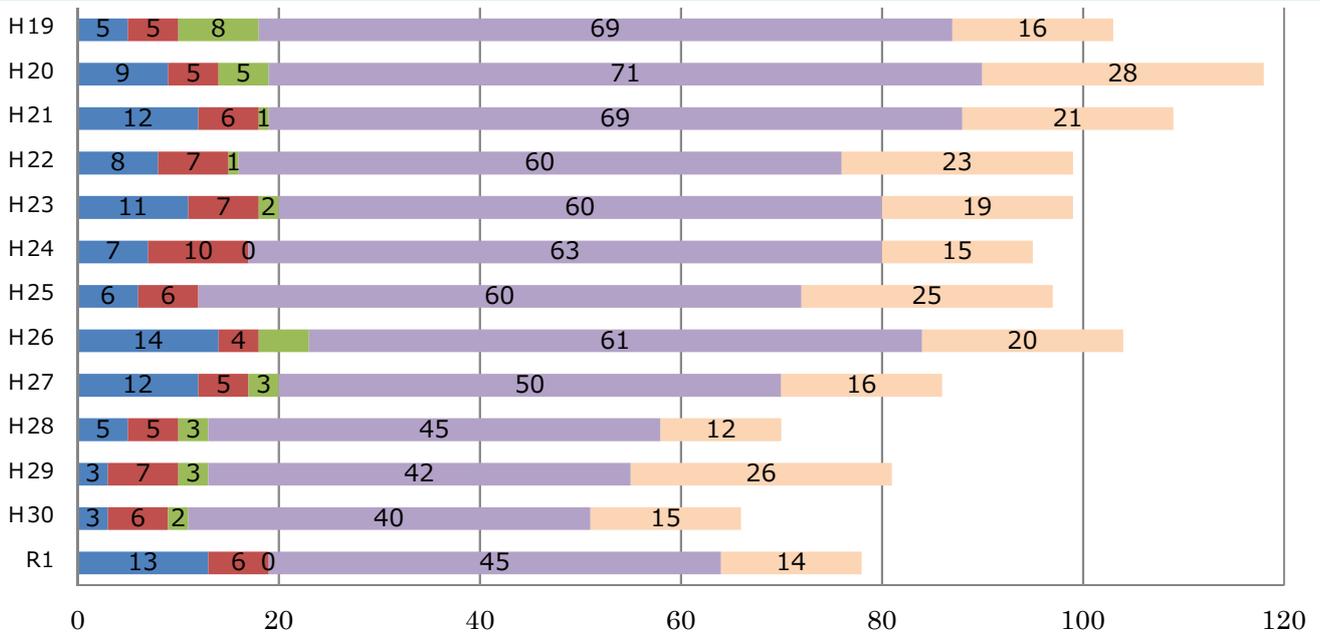
また、市民参画の方法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

以下のグラフでは、条例制定以降の市民参画の手法別内訳の推移を示しています。

本市の特徴として、市民参画を制定した平成19年以降「審議会等」の手法が多く用いられています。

(【グラフ4】参照)

【グラフ4】 市民参画の手法内訳の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
■ パブリックコメント	5	9	12	8	11	7	6	14	12	5	3	3	13
■ 市民説明会	5	5	6	7	7	10	6	4	5	5	7	6	6
■ ワークショップ	8	5	1	1	2	0	0	5	3	3	3	2	0
■ 審議会等	69	71	69	60	60	63	60	61	50	45	42	40	45
■ その他市の機関が適当と認める方法	16	28	21	23	19	15	25	20	16	12	26	15	14
合計	103	118	109	99	99	95	97	104	86	70	81	66	78

4 市民参画手法別実施状況の概要

(1) パブリック・コメント実施状況の推移

令和元年度の「パブリック・コメント」の実施件数は 13 件でした。昨年度と比較すると、大幅に増加しました。令和元年度は、周南市まちづくり総合計画の見直し年度であったことが考えられます。（【グラフ 5-1】参照）

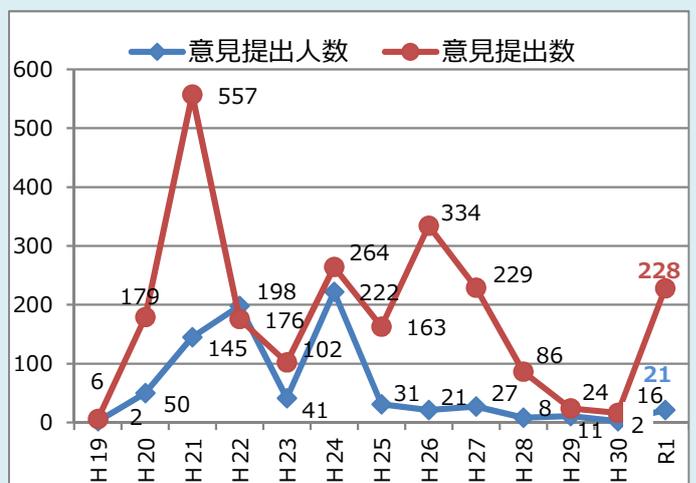
また、意見提出者は 21 人、意見提出数は 228 件でした。昨年度と比較すると、意見提出者は 19 人増加、意見提出数は 212 件増加となっています。（【グラフ 5-2】参照）

現状分析 市民参画手法別実施状況

【グラフ 5-1】パブリック・コメント実施件数の推移



【グラフ 5-2】パブリック・コメント意見提出状況の推移

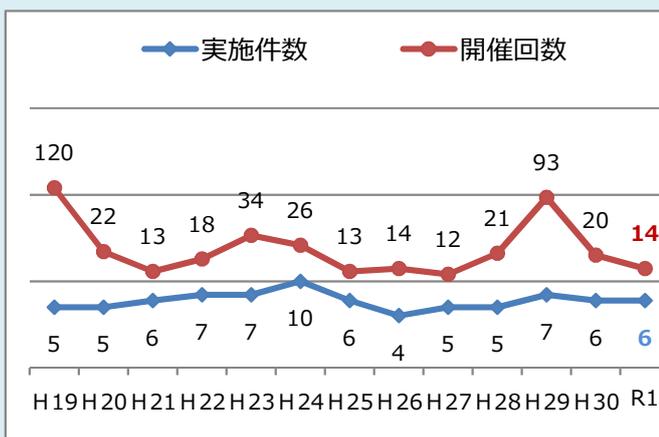


(2) 市民説明会実施状況の推移

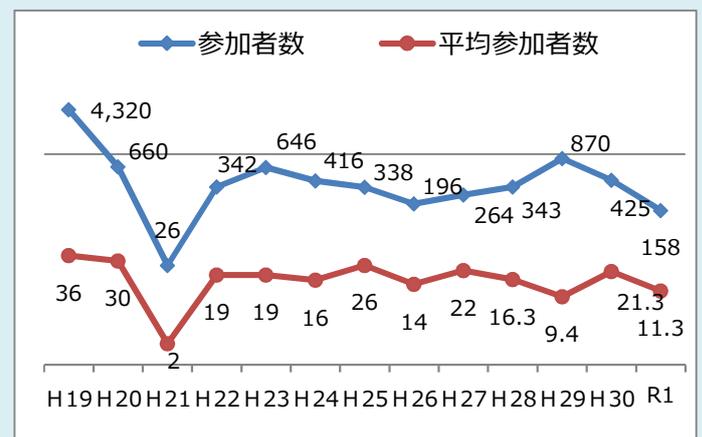
令和元年度の市民説明会の実施件数は 6 件、開催回数は 14 回でした。昨年度と比較すると実施件数は増減なし、開催回数は 6 回減少となっています。（【グラフ 6-1】参照）

また、市民説明会参加者数は延べ 158 人でした。昨年度と比較すると、267 人減少となっています。1 回当たりの平均参加者数は 11.3 人でした。（【グラフ 6-2】参照）

【グラフ 6-1】市民説明会実施件数の推移



【グラフ 6-2】市民説明会参加者数の推移

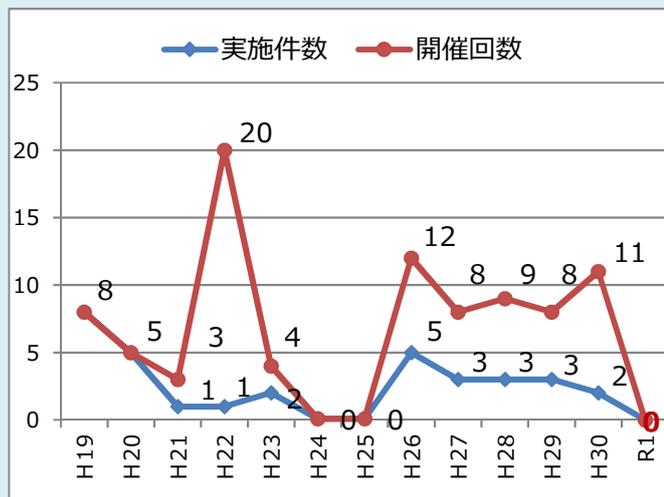


(3) ワークショップ実施状況の推移

令和元年度の「ワークショップ」の実施件数は 0 件でした。昨年度と比較すると、実施件数は 2 件の減少となりました。（【グラフ 7】参照）

また、ワークショップ参加者数の推移は以下の通りです。（【グラフ 7-2】参照）

【グラフ 7-1】ワークショップ実施件数の推移



【グラフ 7-2】ワークショップ参加者数の推移

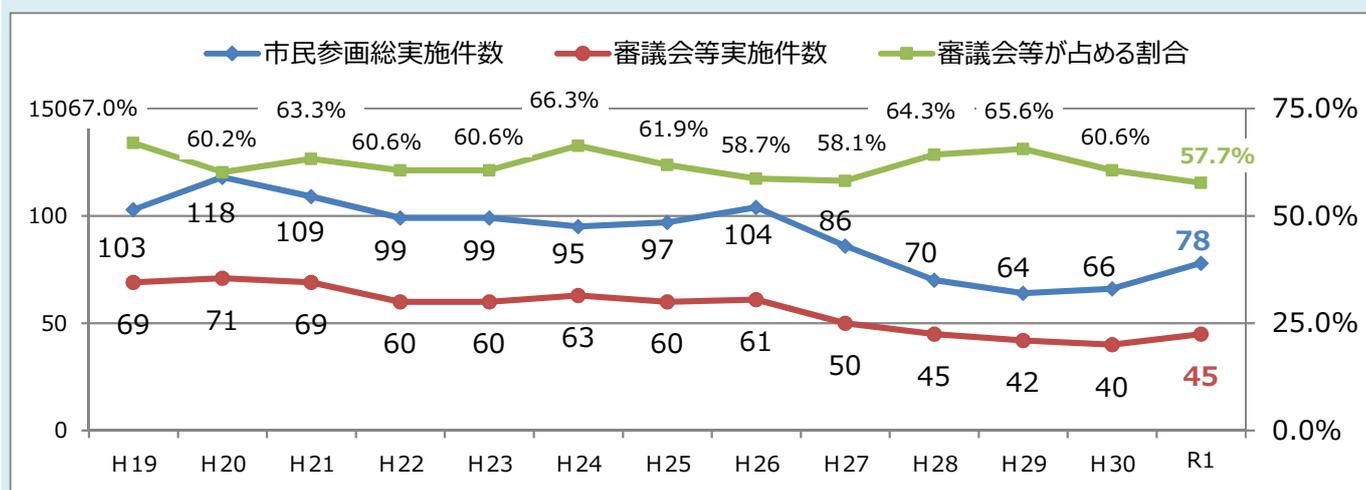


(4) 審議会等実施状況の推移

令和元年度の「審議会等」の実施件数は 45 件、開催回数は 363 回でした。昨年度と比較すると 5 件増加となっています。

審議会等の手法は、審議会等に市の機関が諮問などを行うことにより意見を求める方法として、様々な施策で活用されています。本市では市民参画の手法として最も多く活用されており、令和元年度においては、全体の実施件数 78 件のうち 45 件（57.7%）で審議会等の手法が用いられました。（【グラフ 8】参照）

【グラフ 8】審議会等実施件数の推移



(5) 市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移

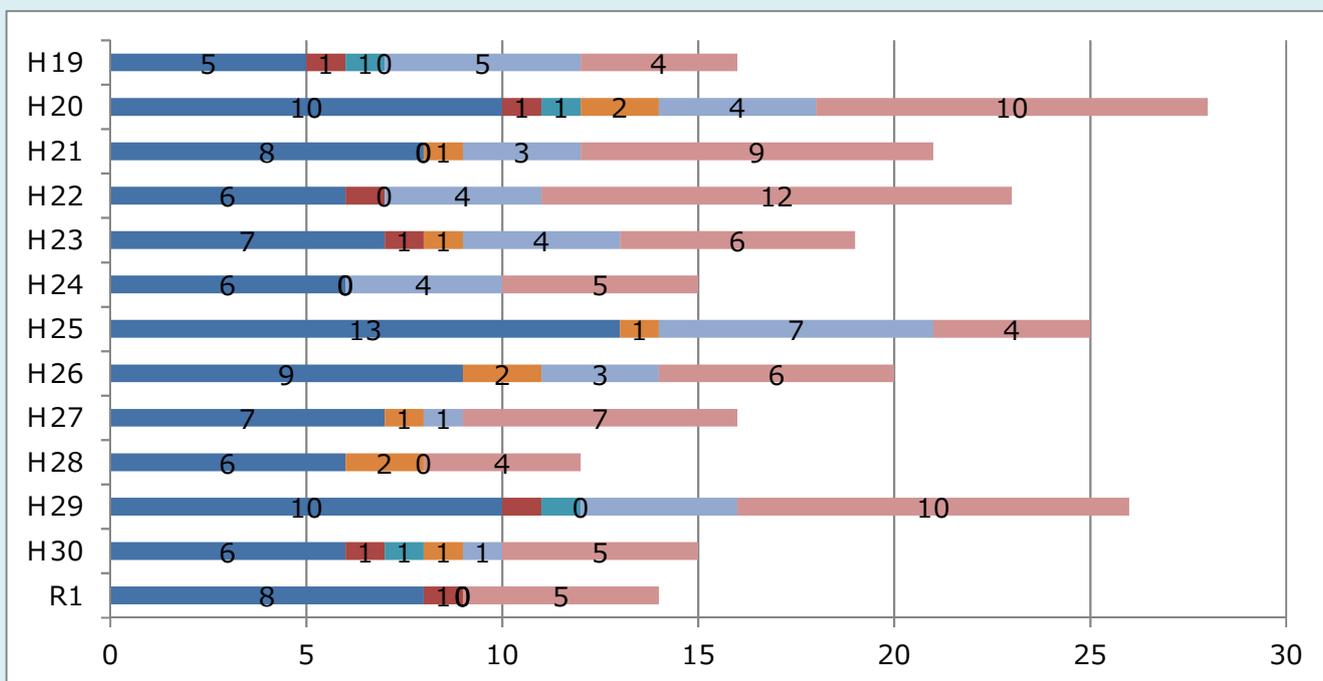
周南市市民参画条例第7条第1項第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

令和元年度の市の機関が適当と認める方法を使用した市民参画実施件数は14件でした。昨年度と比較すると1件減少となっています。

用いられた手法別にみると、「アンケート」8件、「ヒヤリング」1件、「その他の方法」5件でした。

「公聴会」「モニター」「フォーラム」「シンポジウム」「意見・作文・アイデア等の募集」の手法による市民参画の実施はありませんでした。（【グラフ9】参照）

【グラフ9】市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
■ アンケート	5	10	8	6	7	6	13	9	7	6	10	6	8
■ ヒヤリング	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1
■ 公聴会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ モニター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ フォーラム	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
■ シンポジウム	0	2	1	0	1	0	1	2	1	2	0	1	0
■ 意見・作文・アイデア等の募集	5	4	3	4	4	4	7	3	1	0	4	1	0
■ その他の方法	4	10	9	12	6	5	4	6	7	4	10	5	5
合計	16	28	21	23	19	15	25	20	16	12	26	15	14

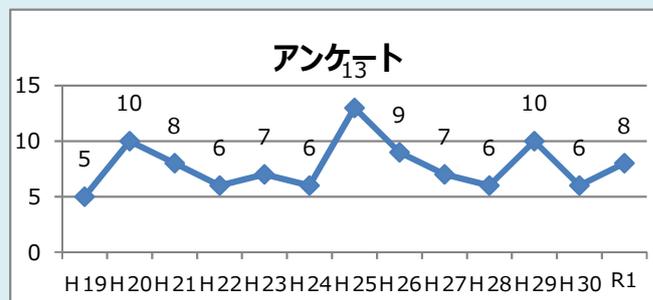
市の機関が適当と認める方法で用いられた手法別の詳細については、次の通りです。

「アンケート」

令和元年度の「アンケート」の手法を用いた市民参画実施件数は8件で、提出件数は6,248件でした。

主に計画策定に関わる意向調査などに用いられています。（【グラフ10】参照）

【グラフ10】



「ヒヤリング」

令和元年度の「ヒヤリング」の手法を用いた市民参画実施件数は1件、実施回数は2回でした。

都市整備に係るプランの策定に反映されました。（【グラフ11】参照）

【グラフ11】



「その他の方法」

令和元年度の「その他の方法」を用いた実施件数は5件でした。

その他の方法として、まちづくり提言制度や、実行委員会、学校運営協議会など様々な手法を用いて、広く市民の意識や意見を把握するよう努めています。

（【グラフ12】参照）

【グラフ12】



5 市の職員の人材育成等について

周南市市民参画条例第 17 条では「市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。」と定めています。

これに基づき、市では、市職員の適正な市民参画の推進を目指し、次のとおり職員人材育成に取り組んでいます。

(1) 職員研修の実施

市では、条例制定当初より、市の各課所室に市民参画実施責任者を定め、職員が施策を考え、進めるに当たり、市民参画における場づくりの必要性和意義を考える機会として、職員研修を実施しています。

これまでは対象者を各機関の市民参画実施責任者としていましたが、市民参画推進審議会からの意見をもとに、令和元年度は、若手職員をターゲットに実施し、41 課所室から 47 人の職員が受講しました。

開催日	令和 2 年 2 月 1 3 日 (木)
内容	テーマ「市民参画推進のための職員研修会」 講師 酒井 徹也 氏 (徳山大学福祉情報学部 准教授)
参加者数	市民参画実施責任者・事業担当者ほか 41 課所室 47 人

6 全体を通して

市民参画の対象とする事務事業数も毎年度一定ではなく、条例の制定や計画の策定件数等により左右されます。令和元年度は、周南市まちづくり総合計画の見直し年度であったため、多くの事業で市民参画が行われました。

こうした中、市民参画条例が制定された平成 19 年以降、幅広い立場の市民が様々な形で市政に参画していますが、実際に市政に参加・参画した市民の数を見ると、条例制定時から飛躍的に増えたとは言えず、市民参画条例の前文にある、この条例の理念を広く市民に周知することこそが、市民参画の推進につながるものと考えます。

このことから、市では市民参画推進審議会からの意見・提言を受け、市民参画の推進に向けて、職員研修の実施や市民参画の方法を有効に運用できる人材の養成に継続的に取り組んでいます。その結果、市民参画を行う際に、より市民が参画しやすいように複数の手法を併用する、開催日の日時に幅を持たせ複数回実施するなどの工夫が見られ、市民参画の機会を積極的に設けることにつながるなどの効果が表れています。

また、市ホームページを活用して、月毎の市民参画実施スケジュールを取りまとめ、情報発信を行うなど、市民への P R にも積極的に取り組んでいます。

今後も引き続き、市民参画推進審議会からの意見・提言をもとに、職員への啓発を図るとともに、様々な手法により、各世代に向けたわかりやすい情報提供、周知に努め、市政に関心を持つ市民を増やし、市民参画の手法をより効率的に用いるための工夫を継続して行う事で、これまで以上に市民の皆様と市が手を携え、豊かで輝きに満ちた、よりよいまちづくりの実現を目指して、市民参画を推進していきたいと考えています。

7 市民参画手法別実施状況

市民参画実施事業一覧

所属名称	事業名称	事務事業名称(予算科目)	名称	根拠条文	パブリックコメント	市民説明会	ワークショップ	審議会等	アンケート	ヒヤリング	公聴会	モニター	フォーラム	シンポジウム	議員・作文・アイデア等の募集	その他	
こども健康部	次世代支援課	児童福祉総務一般事務費	第2期周南市子ども子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメント	第6条第1項第1号 第6条第3項	○												
	健康づくり推進課	健康推進事業費	第3次周南市健康づくり計画(案)に対するパブリックコメント	第6条第1項第1号 第6条第3項	○			○									
	健康づくり推進課	健康推進事業費	周南市健康づくり推進協議会	第6条第1項第1号 第6条第3項				○									
経済産業部	商工振興課	地域連携・低炭素水素技術実証事業費	周南市の健康や食生活についてのアンケート調査	第6条第3項					○								
	農林課	地産地消推進事業費	燃料電池自動車カーシェアリング利用者アンケート	その他					○								
	地方卸売市場	地方卸売市場管理一般事務費	第3次地産地消促進計画策定について(案)	第6条第1項第1号 第6条第3項	○			○									
	都市政策課	都市計画一般事務費	周南市地方卸売市場運営審議会	第6条第1項第1号 第6条第3項		○											
			都市計画一般事務費	都市計画の変更に関する説明会	第6条第1項第1号 第6条第3項		○										
			集約型まちづくり推進事業費	周南市都市計画審議会	第6条第1項第1号 第6条第3項			○									
			公共交通ネットワーク形成事業費	周南市都市再生推進協議会	第6条第1項第1号 第6条第3項			○									
			建築指導課	集約型まちづくり推進事業費	第6条第1項第1号 第6条第3項			○									
			公共交通対策室	公共交通ネットワーク形成事業費	第6条第1項第1号 第6条第3項		○										
			建築指導課	建築開発指導事業費	その他				○								
中心市街地整備部	区画整理課	久米中央土地区画整理一般事務	「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」に対するパブリックコメント	第6条第1項第4号 第6条第3項	○												
			久米中央土地区画整理一般事務	第6条第1項第4号 第6条第3項				○									
			審田西部第一土地区画整理一般事務	久米中央土地区画整理評価員会	第6条第1項第4号 第6条第3項			○									
			中心市街地活性化事業費	審田西部第一土地区画整理審議会	第6条第1項第4号 第6条第3項			○									
			中心市街地活性化事業費	中心市街地活性化基本計画(案)説明会	第6条第1項第1号 第6条第3項		○										
			青少年育成センター運営事業費	周南市青少年育成センター運営委員会	第6条第3項			○									
			成人式開催事業費	成人式実行委員会	第6条第3項			○									
			大田原自然の家管理運営事業費	周南市大田原自然の家運営協議会	第6条第3項			○									
			文化財保護一般事務費	周南市文化財審議会	第6条第3項			○									
			社会教育委員会費	周南市社会教育推進協議会	第6条第3項			○									
教育部	生涯学習課	地域・人権教育推進事業費	周南市人権教育推進協議会	第6条第3項			○										
			学校給食費一般事業費	学校運営協議会	第6条第3項		○										
			学校給食費一般事業費	周南市立学校給食センター運営協議会	第6条第3項			○									
			図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	第6条第3項			○									
			図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	第6条第3項			○									
			図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	第6条第3項			○									
			図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	第6条第3項			○									
			図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	第6条第3項			○									
			図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	第6条第3項			○									
			図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	第6条第3項			○									
上下水道局	企画調整課	下水道事業	第三次周南市子供読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント	第6条第1項第1号 第6条第4号	○												
			下水道事業	第6条第1項第4号 第6条第3項					○								

市民参画条例各項目別実施数

第6条第1項第1号	30
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	10
第6条第1項第5号	0
第6条第3項	33
第14条	1
その他の法令	4
合計	78

(1) パブリック・コメント

施策を定めるときに、その原案を公表することで、広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法。施策の意思決定過程における公平性の確保や透明性の向上を図ることができます。

1

名称	第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画（案）に対するパブリックコメント			
担当部署	企画課			
事務事業名	まちづくり総合計画策定事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和元年11月1日	実施後	令和2年3月2日
公表の方法	(1)市広報 (2)ホームページ			
募集期間	令和元年11月1日から 令和元年11月30日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	3人 / 19件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

2

名称	第4次周南市行財政改革大綱（案）に対するパブリック・コメント			
担当部署	行政改革推進室			
事務事業名	行政改革関係費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和2年2月6日	実施後	令和2年3月16日
公表の方法	(1)市ホームページ (2)情報公開窓口			
募集期間	令和2年2月6日から 令和2年3月9日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・周南市にお住まいの方 ・周南市内の事務所または事業所に勤務されている方 ・周南市内の学校に在学されている方 ・周南市に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	2人 / 27件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

3

名 称	第2次周南市地域づくり推進計画に係るパブリックコメント			
担当部署	地域づくり推進課			
事務事業名	地域づくり支援事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和2年1月14日	実施後	令和2年3月5日
公表の方法	(1)市広報 (2)市ホームページ (3)情報公開窓口			
募集期間	令和2年1月14日から 令和2年2月14日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	1人 / 19件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

4

名 称	第3期周南市観光ビジョン			
担当部署	観光交流課			
事務事業名	観光振興事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和2年2月4日	実施後	令和2年3月31日
公表の方法	(1)市広報 (2)ホームページ			
募集期間	令和2年2月4日から 令和2年3月3日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	1人 / 32件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

5

名 称	第2次周南市環境基本計画（後期）（案）			
担当部署	環境政策課			
事務事業名	環境基本計画推進事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和2年2月17日	実施後	令和2年2月20日
公表の方法	(1)市広報 (2)ホームページ			
募集期間	令和元年12月9日から 令和2年1月10日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	2人 / 15件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

6

名 称	周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【後期計画】(素案)に対するパブリックコメント			
担当部署	リサイクル推進課			
事務事業名	ごみ対策推進事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和2年2月3日	実施後	令和2年3月23日
公表の方法	(1)市広報 (2)ホームページ			
募集期間	令和2年2月3日から 令和2年3月3日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	1人 / 29件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	高	意見をもとに、計画の見直しにつながった。	

7

名称	周南市第2次男女共同参画基本計画すまいるプラン～後期～（案）に対するパブリックコメント			
担当部署	男女共同参画室			
事務事業名	男女共同参画推進事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和元年12月15日	実施後	令和2年2月1日
公表の方法	(1)市広報 (2)情報公開窓口			
募集期間	令和元年12月15日から 令和2年1月14日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	0人 / 0件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	低	効果的な意見聴取につながらなかった。	

8

名称	周南市障害者計画（第4期）素案に対するパブリックコメント			
担当部署	障害者支援課			
事務事業名	地域自立支援協議会運営事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和2年1月22日	実施後	令和2年3月27日
公表の方法	(1)市ホームページ (2)情報公開窓口			
募集期間	令和2年1月22日から 令和2年2月21日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	2人 / 37件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

9

名 称	第 2 期周南市子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメント			
担当部署	次世代支援課			
事務事業名	児童福祉総務一般事務費			
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号			
公表日	実施前	令和 2 年 2 月 3 日	実施後	令和 2 年 3 月 10 日
公表の方法	(1)市ホームページ (2)情報公開窓口			
募集期間	令和 2 年 2 月 3 日から 令和 2 年 3 月 2 日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学されている方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	0 人 / 0 件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

10

名 称	第 3 次周南市健康づくり計画（素案）に対するパブリックコメント			
担当部署	健康づくり推進課			
事務事業名	健康推進事業費			
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号			
公表日	実施前	令和 2 年 1 月 6 日	実施後	令和 2 年 3 月 18 日
公表の方法	(1)市広報 (2)ホームページ			
募集期間	令和 2 年 1 月 6 日から 令和 2 年 2 月 5 日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	3 人 / 11 件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

1 1

名 称	第 3 次地産地消促進計画策定について（素案）			
担当部署	農林課			
事務事業名	地産地消促進事業費			
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号			
公表日	実施前	令和元年 12 月 16 日	実施後	令和 2 年 2 月 28 日
公表の方法	(1)市ホームページ (2)情報公開窓口			
募集期間	令和元年 12 月 16 日から 令和 2 年 1 月 17 日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	1 人 / 21 件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

1 2

名 称	「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」に対するパブリック・コメント			
担当部署	建築指導課			
事務事業名	建築開発指導事業費			
根拠条例	第 6 条第 1 項第 4 号			
公表日	実施前	令和元年 10 月 15 日	実施後	令和元年 12 月 23 日
公表の方法	(1)市ホームページ (2)情報公開窓口			
募集期間	令和元年 10 月 15 日から 令和元年 11 月 15 日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	5 人 / 18 件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

13

名称	第三次周南市子供読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメント			
担当部署	中央図書館			
事務事業名	図書館管理運営費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	令和元年4月19日	実施後	令和元年6月28日
公表の方法	(1)市ホームページ (2)情報公開窓口			
募集期間	平成31年4月19日から 令和元年5月18日まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にお住まいの方 ・市内の事務所又は事業所に勤務されている方 ・市内の学校に在学中の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 			
意見提出数	0人 / 0件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

(2) 市民説明会

施策を定めるときに、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取しまたは討議する方法。地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わることが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聞くことができます。

1

名称	遠石市民センター住民説明会			
担当部署	地域づくり推進課			
事務事業名	市民センター整備事業費			
根拠条例	第6条第3項			
開催目的	遠石市民センター用地造成工事と建物の概要説明を実施。			
公表日	実施前	平成31年4月25日 令和元年11月22日	実施後	令和元年5月23日 令和元年12月15日
公表の方法	掲示場への掲示 その他（地区住民に案内を送付）			
開催日・場所・参加者数	令和元年5月23日 遠石市民センター 15人 令和元年12月12日 遠石市民センター 17人			
対象者	遠石地区住民			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

2

名称	長穂支所・市民センター住民説明会			
担当部署	地域づくり推進課			
事務事業名	市民センター整備事業費			
根拠条例	第6条第3項			
開催目的	整備に関するスケジュールと概要説明を実施。			
公表日	実施前	令和元年6月10日	実施後	令和元年7月10日
公表の方法	掲示場への掲示 その他（地区住民へ案内を送付）			
開催日・場所・参加者数	令和元年6月25日 長穂市民センター 16人			
対象者	長穂地区住民			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

3

名称	都市計画の変更に関する説明会			
担当部署	都市政策課			
事務事業名	都市計画一般事務費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
開催目的	周南都市計画および周南東都市計画区域マスタープランの変更について説明し、意見を幅広く徴取するため			
公表日	実施前	令和2年3月1日	実施後	令和2年4月17日
公表の方法	市広報 ホームページ			
開催日・場所・参加者数	令和2年3月10日 ゆめプラザ熊毛 0人 令和2年3月12日 市役所多目的室 3人			
対象者	どなたでも			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	低	市民の関心が低い議題であったと考えられるが、周知を強化していきたい。	

4

名称	持続可能な公共交通の実現に向けた住民意見交換会			
担当部署	公共交通対策室			
事務事業名	公共交通ネットワーク形成事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
開催目的	令和元年度、策定を予定している地域公共交通再編計画にあたって、その方向性を説明し意見等を直接聴取する。 また、令和元年10月には、深刻な運転手不足により路線を維持・確保するため交通事業者による見直し検討を進めていることから、事業者から方針説明を行う。			
公表日	実施前	令和元年5月15日	実施後	令和元年8月26日
公表の方法	市広報 ホームページ 掲示板			
開催日・場所・参加者数	令和元年6月3日 徳山保健センター 4人 令和元年6月5日 学び交流プラザ 8人 令和元年6月7日 コアプラザかの 22人 令和元年6月10日 ソレーネ周南 4人 令和元年6月11日 須々万市民センター 12人 令和元年6月13日 ゆめプラザ熊毛 11人 令和元年6月14日 久米市民センター 20人			
対象者	どなたでも			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	高	地域公共交通再編計画にあたって、その方向性を説明し、それに対する市民の意見を聴取することができた。	

5

名称	第2期周南市中心市街地活性化基本計画（案）説明会			
担当部署	中心市街地活性化推進課			
事務事業名	中心市街地活性化事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
開催目的	第2期周南市中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、市民の意見を聴取するため			
公表日	実施前	令和2年1月1日	実施後	令和2年1月22日
公表の方法	市広報 ホームページ			
開催日・場所・参加者数	令和2年1月21日 市役所多目的室 16人			
対象者	市内に在住、または通勤・通学する人			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

6

名称	下水道事業に関する説明会			
担当部署	上下水道局企画調整課			
事務事業名	下水道事業費			
根拠条例	第6条第1項第4号			
開催目的	下水道整備状況について説明を実施し、汚水処理方法の変更について意見を伺うために開催			
公表日	実施前	令和元年9月3日	実施後	令和元年11月27日
公表の方法	その他（地区住民へ案内を送付、地区回覧）			
開催日・場所・参加者数	令和元年9月29日 三丘市民センター 10人			
対象者	兼清、荒瀬、筏場自治会(下水道未整備区域)			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	高	参加者が少なかったが、説明会資料・議事録【概要版】を対象の全戸へ配布した。	



◀市民説明会の様子

(3) 審議会等

審議会、審査会等の附属機関や、市の機関が定める要綱などにより設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問などをすることにより意見を求める方法。会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整を図ることができる。

1

名称	周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議		
担当部署	企画課		
事務事業名	企画管理事務費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため		
開催実績・委員総数	2回/9人	委員の公募	無（有識者から専門的な視点の意見や提案を受けるため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

2

名称	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議		
担当部署	企画課		
事務事業名	企画管理事務費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため		
開催実績・委員総数	1回/15人	委員の公募	無（有識者から専門的な視点の意見や提案を受けるため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

3

名称	周南市まちづくり総合計画審議会		
担当部署	企画課		
事務事業名	まちづくり総合計画策定事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市まちづくり総合計画に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するため		
開催実績・委員総数	5回/32人	委員の公募	有（7人）21.9%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者や公共的団体の代表者など、様々な立場や視点から専門的な見識による意見が得られた。

4

名称	周南市行政改革審議会		
担当部署	政改革推進室		
事務事業名	行政改革関係費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市行政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調査するため。		
開催実績・委員総数	5回/12人	委員の公募	有（3人）20%以上
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等から専門性の高い意見を聴取できたため。

5

名称	周南市政治倫理審査会		
担当部署	行政管理課		
事務事業名	政治倫理審査会費		
根拠条例	その他		
設置目的（審議内容）	政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置		
開催実績・委員総数	2回/7人	委員の公募	有（2人）29%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	有識者及び有権者双方の意見を集約できることから。
	効果	高	政治倫理を守る一般予防として機能した。

6

名称	周南市情報公開・個人情報保護審査会		
担当部署	行政管理課		
事務事業名	情報公開事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	公文書開示、個人情報開示に関する不服申立て事項や市の個人情報の取扱いについて調査及び審議するため設置		
開催実績・委員総数	1回/5人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないと認められたため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

7

名称	周南市入札監視委員会		
担当部署	契約監理課		
事務事業名	契約管理事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	入札・契約の過程、契約の内容の透明性を確保するため、中立・公正の立場で客観的に入札・契約について審議を行うため。		
開催実績・委員総数	定例会 19回 臨時会 5回/5人	委員の公募	無（所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められるため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	入札監視委員会の審議結果を尊重し実務に反映しており、事務の透明性の確保が図られているため。
	効果	高	

8

名称	周南市地域づくり推進協議会		
担当部署	地域づくり推進課		
事務事業名	地域づくり支援事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市地域づくり推進計画等の実施状況の評価に関する事項や、施策に関する意見を聴取するため。		
開催実績・委員総数	3回/12人	委員の公募	有（1人）8.3%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

9

名称	周南市市民参画推進審議会		
担当部署	地域づくり推進課		
事務事業名	市民参画推進事業費		
根拠条例	その他		
設置目的（審議内容）	市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため。		
開催実績・委員総数	3回/15人	委員の公募	有（2人）13.3%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

10

名称	周南市美術博物館資料収集委員会		
担当部署	文化スポーツ課		
事務事業名	美術博物館資料収集事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市美術博物館の資料等の収集にあたり、当該資料等の円滑かつ適正な選定・評価を行うため。		
開催実績・委員総数	1回/5人	委員の公募	無（所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められたため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	周南市美術博物館の資料等の収集に反映。

11

名称	周南市観光ビジョン策定委員会		
担当部署	観光交流課		
事務事業名	観光振興事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	第3期となる市の観光ビジョンの計画を審議するため、		
開催実績・委員総数	5回/12人	委員の公募	有（3人）25%
会議の公開	部分公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

12

名称	周南市環境基本計画推進委員会		
担当部署	環境政策課		
事務事業名	環境基本計画推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市環境基本計画を推進するための総合的な調整及び進行管理を行うため設置		
開催実績・委員総数	3回/20人	委員の公募	有（3人）15.8%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

13

名称	周南市環境審議会		
担当部署	環境政策課		
事務事業名	公害対策一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置目的（審議内容）	市の環境の保全に関する事項を調査審議するため		
開催実績・委員総数	1回/34人	委員の公募	有（4人）11.8%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

14

名称	周南市環境審議会技術調査会		
担当部署	環境政策課		
事務事業名	公害対策一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置目的（審議内容）	審議会の審議、調査に資する資料を提供するため		
開催実績・委員総数	1回/19人	委員の公募	無（専門的な知識が必要なため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

15

名称	周南市ごみ対策推進審議会		
担当部署	リサイクル推進課		
事務事業名	ごみ対策推進事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関し市長の諮問に応じ調査、審議すること。		
開催実績・委員総数	3回/18人	委員の公募	有（2人）11.1%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

16

名称	周南市住居表示審議会（富田西部地区）		
担当部署	市民課		
事務事業名	住居表示事業費		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置目的（審議内容）	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に規定する方法による住居表示の実施について市長の諮問に応じて重要事項を調査、審議するため。		
開催実績・委員総数	1回/18人	委員の公募	無（関係する自治会の代表者を委員に選任しているため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

17

名称	周南市空家等審議会		
担当部署	生活安全課		
事務事業名	空家対策関係事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	特定空家等の判定及び特定空家等に関する勧告、命令、代執行について審議するために設置		
開催実績・委員総数	2回/6人	委員の公募	無（専門的な知識が必要なため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた

18

名称	周南市人権施策推進審議会		
担当部署	人権推進課		
事務事業名	人権推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議する		
開催実績・委員総数	1回/13人	委員の公募	有（0人）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

19

名称	周南市男女共同参画審議会		
担当部署	男女共同参画室		
事務事業名	男女共同参画推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する		
開催実績・委員総数	3回/15人	委員の公募	有（0人）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

20

名称	周南市地域包括支援センター運営協議会		
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	地域包括支援センター運営事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させ、地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するため。		
開催実績・委員総数	2回/15人	委員の公募	有（3人）20%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	専門職だけでなく、一般市民の考えを取り入れる貴重な機会となっている。
	効果	中	

21

名称	地域福祉計画評価策定委員会		
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	社会福祉総務一般事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	地域福祉計画の評価に当たり、広く市民の意見を反映させるために設置		
開催実績・委員総数	1回/10人	委員の公募	有（2人）20%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。
	効果	中	

2 2

名 称	周南市介護認定審査会		
担当部署	高齢者支援課		
事務事業名	介護認定審査会費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	公正・公平な介護認定のため設置		
開催実績・委員総数	222 回/70 人	委員の公募	無（専門知識を要するため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

2 3

名 称	老人ホーム入所判定委員会		
担当部署	高齢者支援課		
事務事業名	老人保護措置費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	入所措置に関する適正な実施を行うため		
開催実績・委員総数	12/5	委員の公募	無（専門知識を要するため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

2 4

名 称	生活支援ハウス入所判定委員会		
担当部署	高齢者支援課		
事務事業名	生活支援ハウス運営事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	入所判定等について、公正かつ適正に審査するため		
開催実績・委員総数	4/5	委員の公募	無（専門知識を要するため）
会議の公開	非公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

25

名称	周南市地域自立支援協議会		
担当部署	障害者支援課		
事務事業名	地域自立支援協議会運営事業費		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置目的（審議内容）	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、広く市民の意見を反映するため。		
開催実績・委員総数	3回/16人	委員の公募	有（3人）18.7%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

26

名称	周南市地域密着型サービス運営委員会		
担当部署	指導監査室		
事務事業名	介護保険一般事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため。		
開催実績・委員総数	2回/14人	委員の公募	有（3人）21.4%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者、医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。

27

名称	周南市子ども育成支援対策審議会		
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	児童福祉総務一般事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	次世代育成支援対策、青少年健全育成を推進する上で必要な事項を審議するため。		
開催実績・委員総数	5回/12人	委員の公募	有（3人）25%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

28

名称	周南市健康づくり推進協議会		
担当部署	健康づくり推進課		
事務事業名	健康推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	第3次健康づくり計画作成の説明、意見を求めるため		
開催実績・委員総数	2回/14人	委員の公募	有（4人）28.6%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

29

名称	のびのび はつらつ いきいき周南21推進委員会		
担当部署	健康づくり推進課		
事務事業名	健康推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市健康づくり計画推進 に関する検討		
開催実績・委員総数	2回/19人	委員の公募	有（4人）21.1%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

30

名称	周南市地方卸売市場運営審議会		
担当部署	地方卸売市場		
事務事業名	地方卸売市場管理一般事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市地方卸売市場の青果部、花き部の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置		
開催実績・委員総数	1回/15人	委員の公募	有（1人）6.7%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	市場の運営に関し市場内外から意見を求めることから。
	効果	中	市場関係者だけでなく、消費者目線での意見が得られた。

3 1

名 称	周南市都市計画審議会		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	都市計画一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため。		
開催実績・委員総数	1 回/19 人	委員の公募	有（0 人）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

3 2

名 称	周南市景観審議会		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	都市計画一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	良好な景観の形成に関する重要な事項等について審議するため。		
開催実績・委員総数	1 回/6 人	委員の公募	無（専門的知識を要するなど、所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

3 3

名 称	周南市都市再生推進協議会		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	立地適正化計画の策定及び推進のため。		
開催実績・委員総数	1 回/18 人	委員の公募	有（1 人） 5.6%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

34

名称	周南市建築審査会		
担当部署	建築指導課		
事務事業名	建築開発指導事業費		
根拠条例	その他		
設置目的（審議内容）	建築基準法に規定する同意等についての議決を行うとともに、諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するために設置		
開催実績・委員総数	3回/5人	委員の公募	無（行政処分に関する審議等を行うため、専門分野の各団体からの推薦による委員委嘱としている。）
会議の公開	部分公開		
所管課評価	妥当性	可	各分野の専門的な見識による意見が得られた。
	効果	高	

35

名称	久米中央土地区画整理審議会		
担当部署	区画整理課		
事務事業名	久米中央土地区画整理一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置目的（審議内容）	換地設計、仮換地指定に関しての意見を聞くため		
開催実績・委員総数	1回/9人	委員の公募	無（委員になる事が出来る資格が限定されている為。（区画整理区域内の土地所有者若しくは借地権者））
会議の公開	部分公開		
所管課評価	妥当性	可	区画整理法により設置が義務付けられている
	効果	高	地権者の選挙により選出されるため、地元の理解が得られる

36

名称	久米中央土地区画整理評価委員会		
担当部署	区画整理課		
事務事業名	久米中央土地区画整理一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置目的（審議内容）	清算金若しくは保留地価格の意見を聞くため		
開催実績・委員総数	1回/5人	委員の公募	無（周南市土地区画整理評価委員会規則第3条の規定により学識経験者4人、土地区画整理審議会より1人を市長が選任する為）
会議の公開	部分公開		
所管課評価	妥当性	可	区画整理法により保留地売却する際には、評価委員会の意見を聞くこととなっているため
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

37

名称	富田西部第一土地区画整理審議会		
担当部署	区画整理課		
事務事業名	富田西部第一土地区画整理一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置目的（審議内容）	換地設計、仮換地指定に関する意見を聞くため		
開催実績・委員総数	1回/8人	委員の公募	無（委員になる事が出来る資格が限定されている為。（区画整理区域内の土地所有者若しくは借地権者））
会議の公開	部分公開		
所管課評価	妥当性	可	区画整理法により設置が義務付けられている
	効果	高	地権者の選挙により選出されるため、地元の理解が得られる

38

名称	周南市青少年育成センター運営委員会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	青少年育成センター運営事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市青少年育成センターの円滑な運営を行なうため		
開催実績・委員総数	1回/17人	委員の公募	無（所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められたため）
会議の公開	部分公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

39

名称	周南市大田原自然の家運営協議会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	大田原自然の家管理運営事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市大田原自然の家の基本的な方針、利用促進、運営内容等について協議するため		
開催実績・委員総数	1回/7人	委員の公募	無（所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められたため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

40

名称	周南市文化財審議会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	文化財保護一般事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審査を行うために設置		
開催実績・委員総数	2回/8人	委員の公募	無（所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められたため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

41

名称	周南市社会教育委員会議		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	社会教育委員会費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	社会教育行政に広く市民の意見を反映させる		
開催実績・委員総数	3回/12人	委員の公募	有（2人）16.6%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

42

名称	周南市人権教育推進協議会		
担当部署	人権教育課		
事務事業名	地域人権教育推進事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	人権教育を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を協議するため。		
開催実績・委員総数	2回/20人	委員の公募	有（2人）10%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

4 3

名 称	周南市立学校給食センター運営審議会		
担当部署	学校給食課		
事務事業名	学校給食費一般事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	給食費の額に決定に関する事、給食物資の購入計画に関する事、その他給食センターの運営に関する事を審議するために設置		
開催実績・委員総数	2 回/19 人	委員の公募	無（各団体（小中校長会、PTA）から推薦を受けた方で構成されているため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

4 4

名 称	周南市学校給食センター給食協議会		
担当部署	学校給食課		
事務事業名	学校給食費一般事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するために設置		
開催実績・委員総数	19 回/48 人	委員の公募	無（各学校給食センター加入校（給食担当者、PTA）から推薦を受けた方で構成されているため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

4 5

名 称	周南市立図書館協議会		
担当部署	中央図書館		
事務事業名	図書館管理運営費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、協議するために設置		
開催実績・委員総数	1 回/11 人	委員の公募	有（2 人）18.2%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

(4) 市の機関が適当と認める手法

■「アンケート」

多くの人に同じ質問を出して回答を求める調査方法。多種多様な価値観を持つ市民の意向（ニーズ）や物事の実態を把握・評価することができる。

1

名称	スポーツ推進計画改定に係るアンケート		
担当部署	文化スポーツ課		
事務事業名	スポーツ振興一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
実施目的	市民のスポーツ活動に関する調査のため		
募集期間	令和元年12月11日から 令和元年12月25日まで		
対象者	市内在住		
対象者数・提出数	500人/160件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

2

名称	人権に関する意識調査		
担当部署	人権推進課		
事務事業名	人権推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
実施目的	人権に関する意識調査のため		
募集期間	令和元年8月26日から 令和元年9月17日まで		
対象者	18歳以上市内居住者		
対象者数・提出数	2,306人(うち県の調査数306人)/874件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

3

名称	地域福祉に関する市民意識調査		
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	社会福祉総務一般事務費		
根拠条例	第6条第3項		
実施目的	次期計画策定のため。		
募集期間	令和元年11月5日から 令和元年12月2日まで		
対象者	市内全域		
対象者数・提出数	2,000人 / 1,376件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

4

名称	周南市の健康や食生活についてのアンケート調査		
担当部署	健康づくり推進課		
事務事業名	健康増進事業費 地域自殺対策強化事業		
根拠条例	第6条第3項		
実施目的	第3次健康づくり計画作成に先立ち、市民の健康づくりや食生活に関する意識や実態を把握するため		
募集期間	令和元年5月20日から 令和元年6月7日まで		
対象者	成人 年長児 小学生（小6） 中学生（中3）		
対象者数・提出数	4,140人 / 3,714件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

5

名称	燃料電池自動車カーシェアリング利用者アンケート		
担当部署	商工振興課		
事務事業名	地域連携・低炭素水素技術実証事業費		
根拠条例	その他		
実施目的	利用形態や燃費の把握、FCVや水素関連の意識調査のため		
募集期間	令和元年5月20日から 令和2年3月19日まで		
対象者	市民・市内に通勤通学する人		
対象者数・提出数	76人 / 76件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

6

名 称	駐車場地権者への意向調査		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
実施目的	徳山駅周辺の駐車場の地権者に今後の土地利用の予定などについて意向を調査するため		
募集期間	令和 2 年 2 月 14 日から 令和 2 年 2 月 28 日まで		
対象者	徳山駅周辺の駐車場地権者		
対象者数・提出数	57 件 /17 件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

7

名 称	市場ニーズ調査		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
実施目的	まちなかへの進出意欲などについて意向を調査するため		
募集期間	令和 2 年 2 月 14 日から 令和 2 年 2 月 28 日まで		
対象者	事業者		
対象者数・提出数	23 社 /8 件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

8

名 称	下水道事業に関するアンケート		
担当部署	上下水道局企画調整課		
事務事業名	下水道事業		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 4 号		
実施目的	汚水処理施設の整備に対する意識調査のため		
募集期間	令和元年 11 月 27 日から 令和元年 12 月 28 日まで		
対象者	兼清、荒瀬、筏場自治会(下水道未整備区域)		
対象者数・提出数	40 戸 /23 戸		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

■「ヒヤリング」

団体・グループや個人に対し聴き取りする方法で、各種計画の策定過程で良く用いられる方法。聴き手と調査対象者が顔を合わせることから、相手に調査の目的を説明しやすく、かつ相手の意見を聴取しまたは討議することができる。

1

名 称	意見聴取周南市駐車場利用に関する調査		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費		
根拠条例	第6条第3項		
実施目的	徳山駅周辺における駐車場の需要を調査するため		
実施日時・場所	令和1年12月1・2日 徳山駅周辺		
対象者・参加者数	徳山駅周辺の駐車場利用者 251人		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

■「その他の方法」

テーマの目的に沿った手法を用いることで、広く市民の参画を得ることができます。

1

名 称	まちづくり提言制度		
担当部署	秘書課		
事務事業名	秘書事務管理費		
根拠条例	第 14 条		
内 容	市民が、市の施策や地域課題などに対する提言を、まちづくり提言箱への投函やメール送信等の方法により、市長に提案するもの。		
募集期間	平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで		
対象者	市政について建設的な提言を持つ者		
意見提出数	126 件		
所管課評価	妥当性	可	まちづくり等に対する幅広い市民の考えをメールや文書等により求めることができた。
	効 果	高	開かれた市政の実現。

2

名 称	和田地域モデル事業第 9 回協議		
担当部署	施設マネジメント課		
事務事業名	公共施設マネジメント推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
内 容	和田地域の公共施設の再配置について、方向性を検討・決定していくため、地域住民と協議を実施。		
開催日	令和元年 12 月 17 日		
参加者数	和田の里づくり推進協議会 13 人		
所管課評価	妥当性	可	
	効 果	中	

3

名 称	国際交流サロン運営委員会		
担当部署	観光交流課		
事務事業名	国際交流事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
内 容	国際交流サロン及び国際交流フェスタの企画・運営。		
募集期間	平成 31 年 4 月 17 日から 令和 2 年 3 月 18 日まで		
対象者	国際交流に関心がある者		
開催実績	13 回		
委員総数	14 人		
所管課評価	妥当性	可	企画・運営に市民等のアイデアが反映された。
	効 果	高	在住外国人と日本人が「気軽に」「自由に」「楽しく」交流できる機会を作ることができた。

4

名 称	成人式実行委員会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	成人式開催事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
内 容	成人式の企画・運営を実行委員会形式で実施。		
活動期間	平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 2 月 5 日まで		
対象者	成人式の企画・運営に関心のある 19 歳から概ね 30 歳までの市民		
開催実績	11 回		
委員総数	12 人		
所管課評価	妥当性	可	企画・運営に至るまで市民のアイデアが反映された。
	効 果	中	新たな人材の発掘・育成につながった。

5

名 称	学校運営協議会		
担当部署	学校教育課		
事務事業名	コミュニティ・スクール事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
内 容	周南市立小中学校に各学校運営協議会を設置。 保護者及び地域住民等の学校運営への参画。		
活動期間	平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで		
対象者	地域住民の来校者		
参加者数	(延べ) 61,998 人		
所管課評価	妥当性	可	地域のニーズを迅速、適切に反映させることができた。
	効 果	中	地域に開かれた信頼される学校づくりにつながった。

8 参考資料

(1) 周南市市民参画条例（平成 18 年 12 月 22 日 周南市条例第 67 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民参画の実施等（第 6 条—第 14 条）
- 第 3 章 市民参画の推進（第 15 条—第 17 条）
- 第 4 章 雑則（第 18 条—第 20 条）

附則

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- (3) 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- (4) 市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

(基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
- (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。
- (4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

- 2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃
 - (5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。
- (1) 緊急を要するもの
 - (2) 軽易なもの
 - (3) 法令の規定により市民参画を実施するもの
 - (4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (5) 市の機関の内部事務処理に関するもの
 - (6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- 3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。
- 4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。
- 5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

- (1) パブリック・コメント（市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法）
- (2) 市民説明会（市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法）
- (3) ワークショップ（市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法）
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民参画の実施)

第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

- (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
- (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
- (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。

4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

(提出された意見等の検討)

第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

(公表の方法)

第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

(パブリック・コメントの実施)

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 書面持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段
- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

（市民説明会、ワークショップ等の実施の公表）

第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。

- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

（審議会等の委員公募及び会議の公開）

第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規定により公開します。

（意向の把握）

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

第3章 市民参画の推進

（市民参画推進審議会の設置）

第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織します。

(1) 市長が行う公募に応じた者

(2) 学識経験者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 推進審議会の委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第 16 条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第 2 項第 2 号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第 17 条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第 4 章 雑則

(意思決定過程の特例)

第 18 条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第 19 条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第 6 条から第 13 条までの規定は適用しません。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 31 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日条例第 43 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 周南市市民参画条例施行規則（平成 18 年 12 月 25 日 周南市規則第 76 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、周南市市民参画条例（平成 18 年周南市条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（大規模な公共施設の範囲）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね 10 億円以上のものとする。

（市民参画の対象としなかった場合の取扱い）

第 3 条 条例第 6 条第 5 項の規定による報告は、緊急処理理由書（別記様式第 1 号）により行う。

（資料全体を公表することが困難な場合の取扱い）

第 4 条 条例第 8 条第 4 項、第 11 条第 1 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 16 条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体（図面、冊子、大量な資料等）を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

（パブリック・コメントを実施する場合の公表事項）

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

（パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項）

第 6 条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第 11 条第 1 項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- (4) 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者名）
- (5) 連絡先（前 2 号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項)

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 集会の内容
- (5) 参加者数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民参画の実施状況の報告)

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例による時も、同様とする。

(周南市市民参画推進審議会の組織及び運営)

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進審議会の会議)

第11条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(推進審議会の庶務)

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

(推進審議会の運営)

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

別記様式第1号（第3条関係）

緊急処理理由書

提出日 年 月 日
担当課名（ ）

1 市民参画を実施しなかった施策の名称

2 市民参画を実施しなかった施策の内容

3 市民参画を実施しなかった理由

令和元年度 市民参画実施状況年次報告書

令和2年11月発行
周南市地域振興部 地域づくり推進課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1
TEL 0834-22-8412
FAX 0834-22-8428
E-mail kyodo@city.shunan.lg.jp

※本年次報告は、市役所本庁1階情報閲覧コーナー、各総合支所、市ホームページで公開しています。